

生産性向上促進補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少しているにもかかわらず、積極的に先端設備を導入する市内の中小企業者等に対し、その導入経費を補助することで、生産性の向上を応援します。

◇補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者（資本金の額等が1億円以下）

◇対象要件（次の要件をすべて満たすもの）

- ①令和3年4月1日以降に、尾道市から中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けているもの
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年1月から同年12月までの任意の1ヶ月の売上高が、前年同月比20%以上減少しているもの
- ③先端設備を導入する市内の事業所に、1名以上の従業員等が常駐するもの
- ④国や県など、他から同様の補助金を受けていないこと
- ⑤令和4年3月31日までに先端設備を導入するもの
- ⑥市税の滞納がないこと
- ⑦補助金交付決定の前に先端設備を導入していないこと

◇補助対象となる経費と補助率

先端設備の購入費用の1/2 ※償却資産として課税されるものに限り
（ソフトウェア、構築物、事業用家屋は除く）

◇補助限度額

100万円（千円未満の端数は切り捨て）

◇申請手続き

申請書等の様式は、尾道市のHPよりダウンロードしてください。提出は、郵送またはメールでお願いします。

※予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。

先端設備等導入計画の認定手続きはこちら↓



申請書はこちら↓



申請期間	令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）
お問合せ先	〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市 産業部商工課 商工振興係 ☎ 0848-38-9182（平日8:30～17:15） アドレス：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

よくあるお問い合わせ

Q1. 中小企業者とは？

A1. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で下表に定める規模の法人等をいいます。

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※一般社団法人、一般財団法人、医療法人、歯科法人、社会福祉法人、NPO法人、農業協同組合、農事組合法人、森林組合、漁業協同組合などは、対象外です。

Q2. 申請スケジュールを教えてください。

A2. 次のような流れです。



Q3. 申請に必要な書類を教えてください。

A3. 次の書類を提出してください。

- (1) 生産性向上促進補助金交付申請書
- (2) 先端設備等導入計画認定書の写し（受付印のあるもの）
- (3) 売上が確認できる資料（法人事業概況説明書など）
- (4) 見積書の写し
- (5) 労働者名簿の写し
- (6) 前年分の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 誓約書兼同意書